

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成30年 5月 31日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大池組
〒637-0082

住所 奈良県五條市中之町522番地の1

代表者氏名 代表取締役 大池 一夫

電話番号 0747-25-1000

FAX番号 0747-25-1077

メールアドレス oikegumi@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成30年 5月31日

申請者 オオイケグミ
株式会社 大池組
〒637-0082
奈良県五條市中之町522番地の1
オオイケ カズオ
代表取締役 大池 一夫
電話番号 0747-25-1000



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏名	氏名
代表取締役 <small>オオ イケ カズ オ</small> 大池 一夫	
取締役 <small>オオ イケ キヨ ミ</small> 大池 清美	
取締役 <small>オオ イケ エ ミ コ</small> 大池 恵美子	
監査役 <small>モリ カワ カズ エ</small> 森 川 和江	
事業の範囲	土木、建築業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	オオイケグミ 株式会社 大池組
上記事業所の所在地	〒637-0082 奈良県五條市中之町522番地の1 電話番号 0747-25-1000 FAX番号 0747-25-1077 メールアドレス oikegumi@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号
大池 一夫	第292381号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	/
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	

機 械 器 具 調 書

平成30年 5月31日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	塩ビカッター	VCC200	1	
	パイプカッター	VC-63ED	1	
	パイプのこぎり	手引き型	1	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	N20A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプホルダー	可動式	1	
	スパナ		5	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T-50-KP	1	

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 5 月 31 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大 池 組
住 所 奈良県五條市中之町522番地の1
代表者氏名 代表取締役 大 池 一 夫 印



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県五條市中之町522番地の1
株式会社大池組

会社法人等番号	1500-01-015420		
商号	株式会社大池組		
本店	奈良県五條市中之町890番地の5		
	奈良県五條市中之町522番地の1	平成26年 5月24日移転	
		平成26年 5月26日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成6年12月1日		
目的	1. 土木建築工事の請負 2. 不動産の売買賃貸・管理及びその仲介 3. 前各号に付帯する一切の事業		
発行可能株式総数	1600株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金4000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	大池 一夫	
			平成20年11月30日就任
			平成20年12月22日登記
	取締役	大池 清美	平成20年11月30日就任
			平成20年12月22日登記

奈良県五條市中之町522番地の1
株式会社大池組

	取締役 大池恵美子	平成20年11月30日就任 ----- 平成20年12月22日登記
	奈良県五條市住川町91番地の151 代表取締役 大池一夫	平成20年11月30日就任 ----- 平成20年12月22日登記
	監査役 森川和江	平成20年11月30日就任 ----- 平成20年12月22日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 9月 7日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

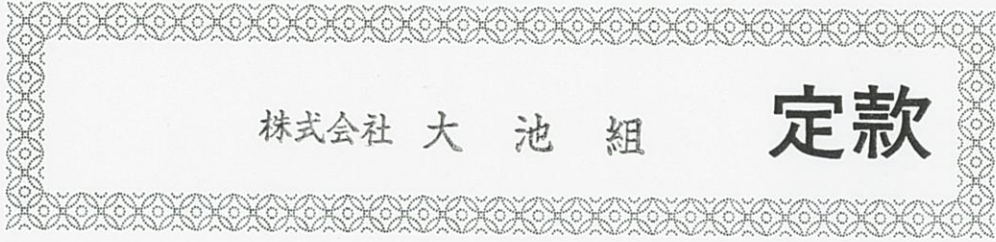
(奈良地方法務局管轄)

平成30年 5月30日

奈良地方法務局五條支局
登記官

橋本 浩 和





株式会社 大池組 定款

年 月 日 作成
年 月 日 公証人 認証
年 月 日 会社 成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社水池組
と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築工事の請負
- 2 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県五條市
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、
官報 に掲載してする。



第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、1,600株とする。
当社の発行する額面株式1株の金額は、5万 円とする。

(株券の種類)

第6条 当社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は 5 名以内とし、監査役は 2 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年 9月 / 日から 翌年

8月 31日までの年 / 期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式
400株とし、その発行価額は1株につき 5万 円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から 平成7
年 8月 31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終
の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。



(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第29条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

奈良県五條市中之町	890番地の5	
額面株式	300株	木池一郎
奈良県五條市中之町	890番地の5	
額面株式	100株	木池一郎



載され

領され

する。

フ

の最終

二

二

三

ノ

在

身

三



以上 株式会社 不池組 を設立のため、
この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 6 年 11 月 25 日


発起人 不池 一郎



発起人 不池 一夫





(1)	登簿平成6年第313号
(2)	この定款の発起人大池一郎ほか1名の代理人
(3)	下間正憲は、本職の面前で、全発起人が各自
(4)	の記名捺印を自認する旨を陳述した。——
(5)	よってこれを認証する。—————
(6)	平成6年11月28日本職役場において——
(7)	奈良県大和高田市大字大中98番地
(8)	奈良地方法務局所属
(9)	公証人 宇田川秀辰 
(10)	
(11)	
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	
(16)	

の
言
ノ
行
事



夫 一 出 大 和 郡 大 和 町

平成30年5月31日

この定款は
原本に相違ありません。

奈良県五條市中之町522-1

株式会社 大池組

代表取締役 大池 一夫



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第292381号
免状交付日 平成30年1月24日
本籍 奈良県
氏名 大池 一夫
生年月日 昭和43年11月22日

写真の書換え期限
2028年3月31日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長

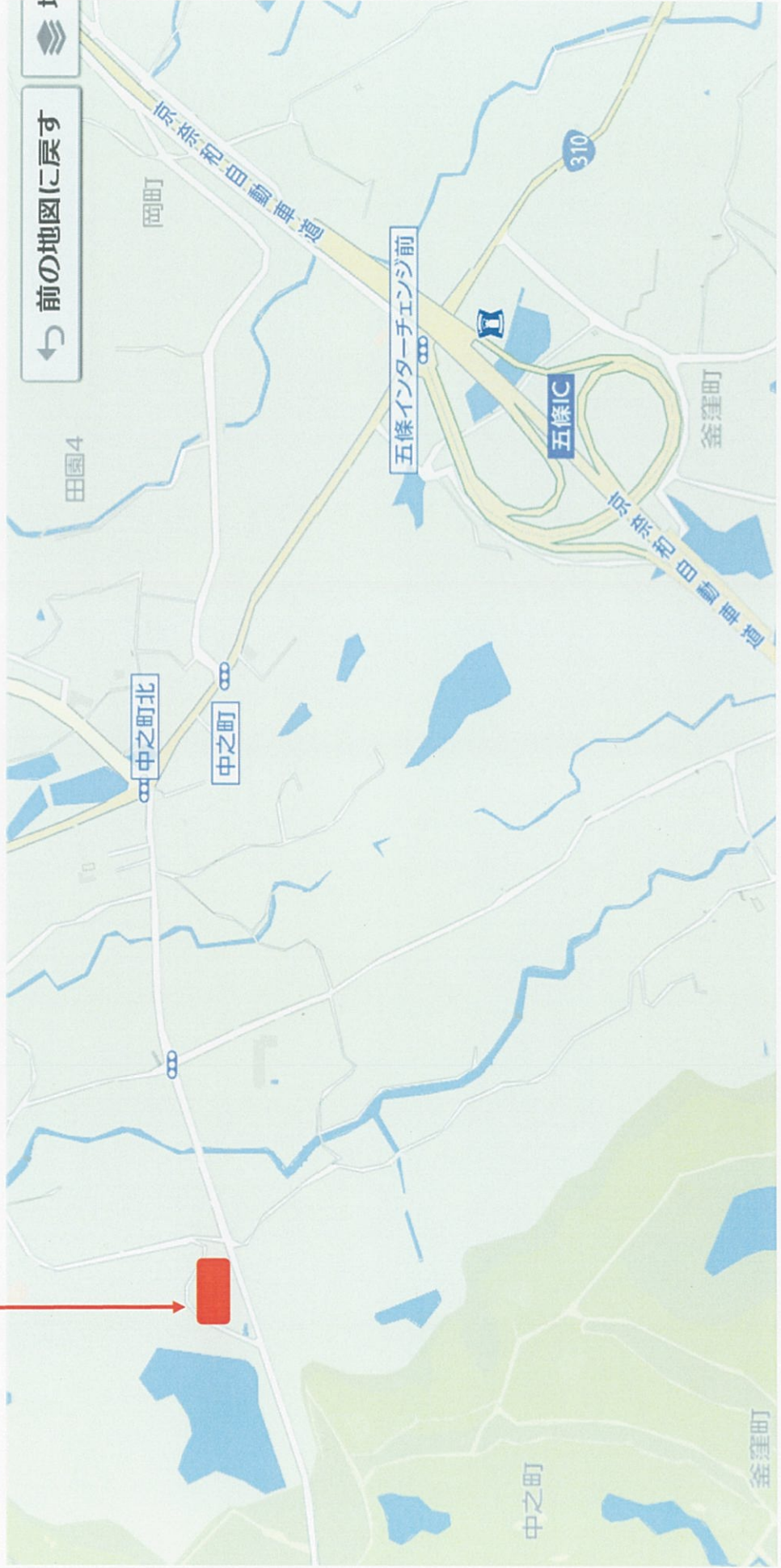


注意事項

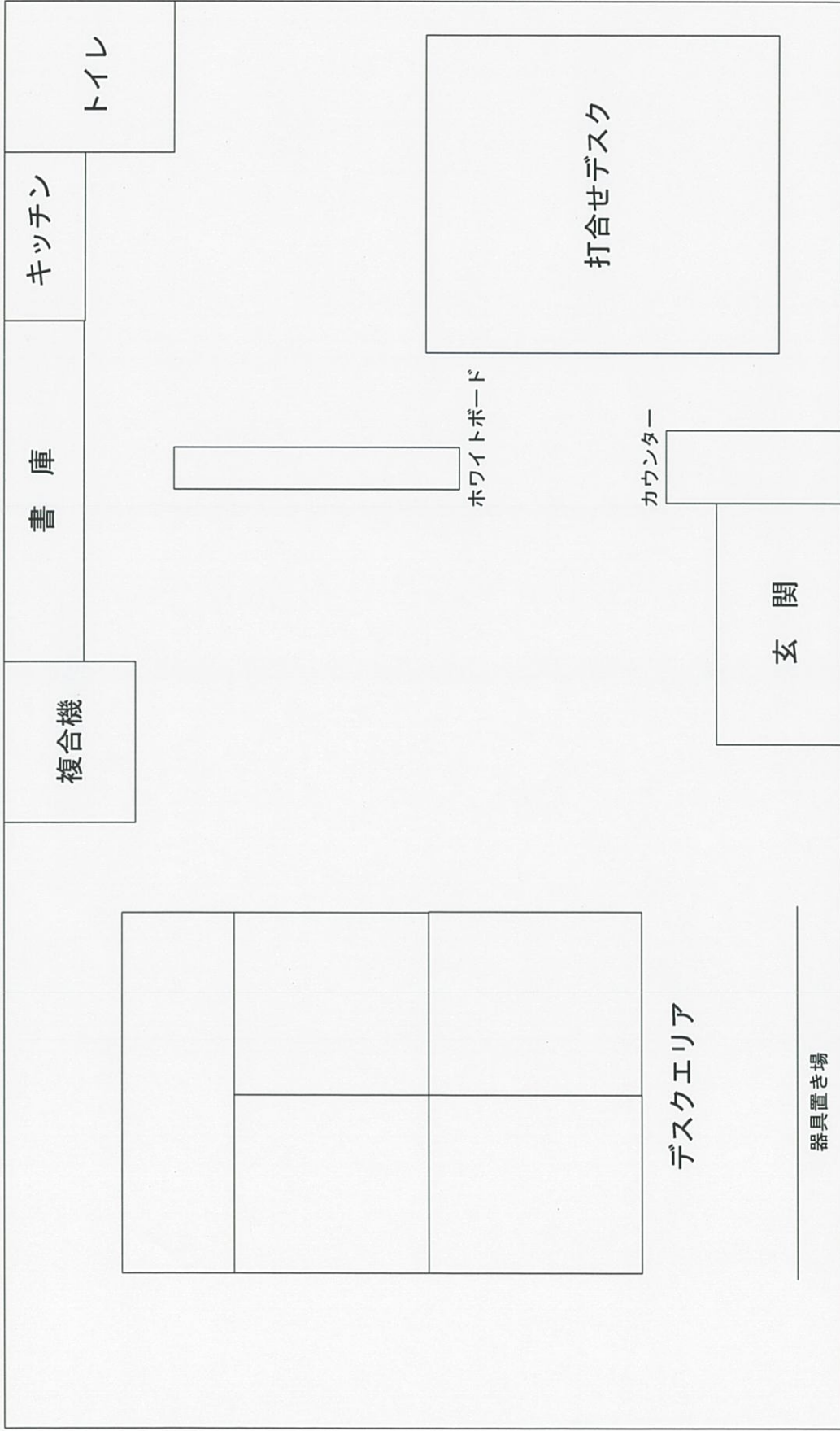
- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。

位置図

奈良県五條市中之町522-1
株式会社 大池組



(株)大池組 事務所見取図





写真区分:事務所
写真タイトル:外観



写真区分:事務所
写真タイトル:外観



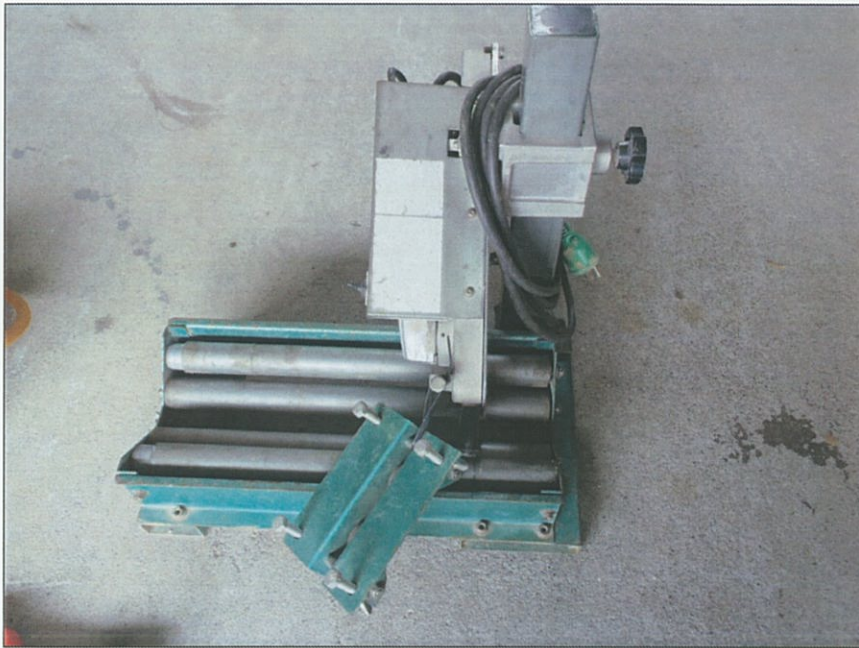
写真区分:事務所
写真タイトル:内部



写真区分:事務所
写真タイトル:内部

建設業の許可票			
称号又は名称	株式会社 大池組		
代表者の氏名	大池 一夫		
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	建築工事業	親規県許可(般-28)第11562号	平成29年2月6日
特定建設業	土木建設業	親規県許可(特-28)第11562号	平成29年2月6日
測量業		登録 第(4)28498号	平成30年2月3日
この店舗で営業 している建設業	特定=土木・とび・土工・石・舗装・塗装・水道施設工事業 一般=建築工事業・解体		

写真区分:事務所
写真タイトル:内部



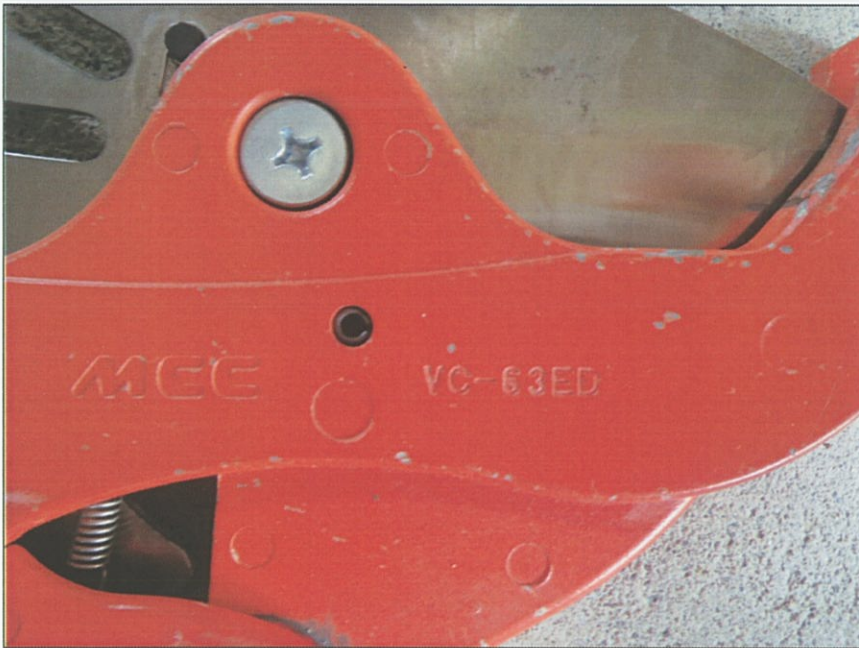
写真区分:器具
写真タイトル:塩ビカッター
VCC200



写真区分:器具
写真タイトル:塩ビカッター
VCC200



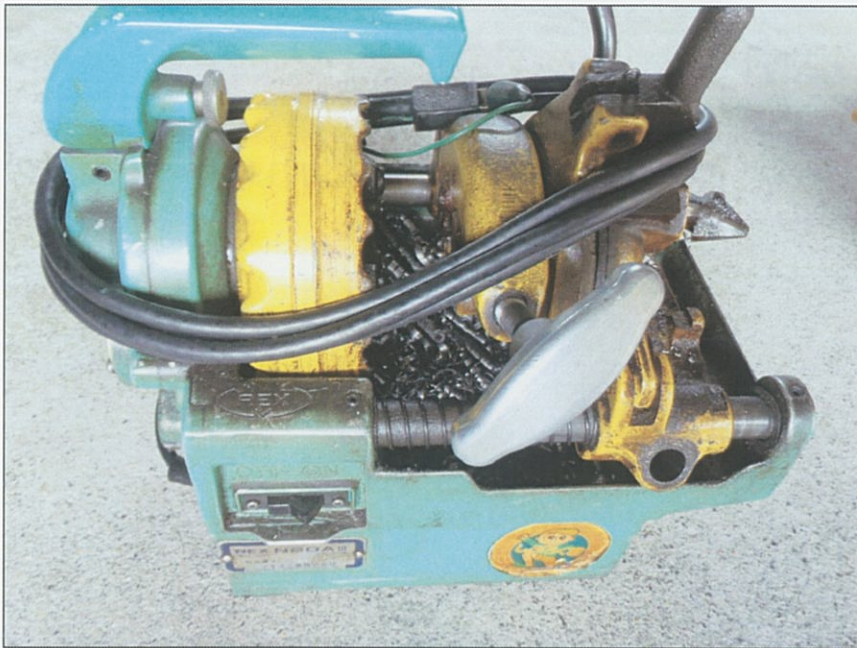
写真区分:器具
写真タイトル:パイプカッター
VC-63ED



写真区分:器具
写真タイトル:パイプカッター
VC-63ED



写真区分:器具
写真タイトル:パイプのこぎり
手引き型



写真区分:器具
写真タイトル:パイプねじ切り器N20A



写真区分:器具
写真タイトル:パイプねじ切り器N20A



写真区分:器具
写真タイトル:トーチランプ
ガスボンベ式



写真区分:器具
写真タイトル:パイプホル
ダー 可動式



写真区分:器具
写真タイトル:スパナ



写真区分: 器具
写真タイトル: 手動式テスト
T-50-KP



写真区分: 器具
写真タイトル: 手動式テスト
T-50-KP

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成30年 5月 31日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大池組
〒637-0082
住所 奈良県五條市中之町522番地の1
代表者氏名 代表取締役 大池 一夫
電話番号 0747-25-1000
FAX番号 0747-25-1077
メールアドレス oikegumi@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

- 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 5月31日

株式会社 大池組

〒637-0082

届出者 奈良県五條市中之町522番地の1

代表取締役 大池 一夫



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 大池組	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
大池 一夫	第292381号	

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第292381号
免状交付日 平成30年1月24日
本籍 奈良県
氏名 大池 一夫
生年月日 昭和43年11月22日

写真の書換え期限
2028年3月31日

公益財団法人 給水工事技術振興財団理事長



注意事項

- 1.本証は、水道法第25条の5第1項に基づく給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方に対し発行するものです。
- 2.本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、ご連絡下さい。
- 3.本証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- 4.本証の使用期限は、おもて面に記載している写真の書換え期限までとします。